

資 料

(沖縄関連税制について)

平成 23 年 12 月 22 日

財 務 省 ・ 総 務 省

沖縄関連税制における主な対応（案）

1. 沖縄の特別地区制度

(1) 法人税の所得控除制度の拡充（国際物流、情報通信、金融に係る特区）

- 所得控除率の引上げ（現行 35%⇒新制度 40%）
- 「専ら」要件の緩和：例えば、製造業を営む法人は、原則、常用使用全従業員数の 20% までの範囲内で、自らが製造した製品を販売するための営業拠点を特区外に設置することが可能となる

(2) 国際物流拠点産業集積地域（仮称）の創設

- 対象地域：那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺の指定地域
- 所得控除制度、投資税額控除・特別償却制度

(3) 観光地形成促進地域（仮称）及び産業高度化・事業革新促進地域（仮称）の創設

- 対象地域：沖縄県知事が策定する計画の中で指定
- 投資税額控除・特別償却制度

2. 駐留軍用地の地方公共団体等による買取りについて、譲渡所得の 5,000 万円特別控除を適用

3. 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長（対象路線（本土－宮古島・石垣島・久米島間）の追加）

4. 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の延長（対象に発電用途の LNG の追加）

5. 沖縄復帰に伴う特別措置である酒税、揮発油税等の軽減措置の延長

6. 沖縄特定免税店制度の船舶旅客への拡充・面積要件の緩和

沖縄特区税制の拡充(案)

国際物流拠点 産業集積地域 (仮称)

新設

対象区域：那覇空港・那覇港周辺地区
中城湾港周辺地区

対象事業：製造業、倉庫業、こん包業
特定の機械等修理業
特定の無店舗小売業 等

税制措置：所得控除
投資税額控除、特別償却

情報通信産業 特別地区

対象区域：那覇市・浦添市
名護市・宜野座村

対象事業：データセンター業
インターネット・ウェブサービス業
バックアップセンター業 等

税制措置：所得控除
投資税額控除

金融業務 特別地区

対象区域：名護市

対象事業：金融業
金融関連業

税制措置：所得控除
投資税額控除

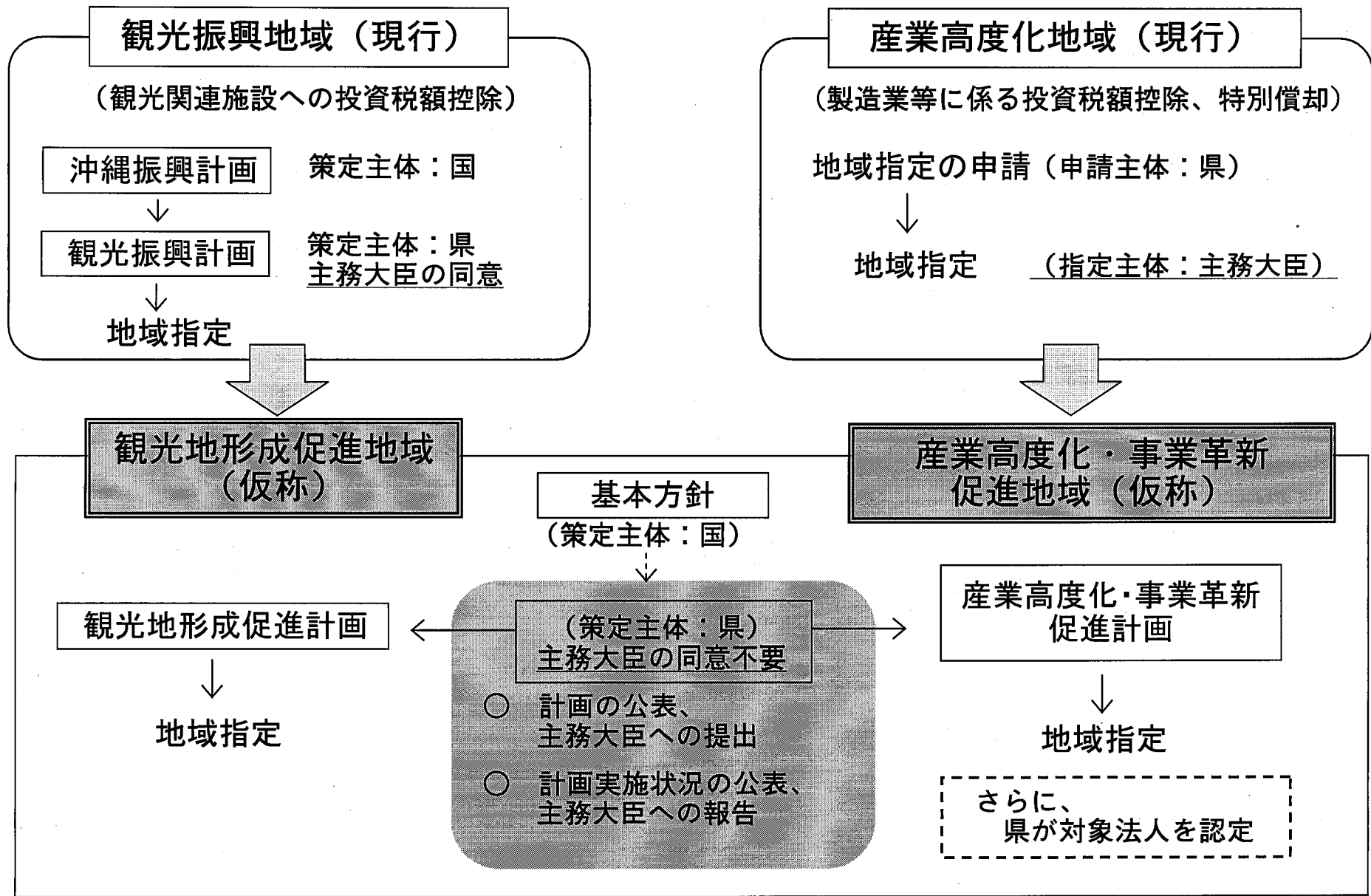
(注) 現行の自由貿易地域・特別自由貿易
地域は廃止

○ 所得控除率の引上げ (35%→40%)

○ 「専ら」要件の緩和

→ 例えば、製造業を営む法人は、原則、常用使用全従業員数の20%までの範囲内で、自らが製造した製品を販売するための営業拠点を特区外に設置することが可能となる。

沖縄の特区制度に係る見直し(案)

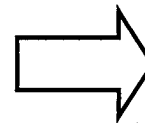


駐留軍用地の買取りに係る譲渡所得特別控除の拡充（案）

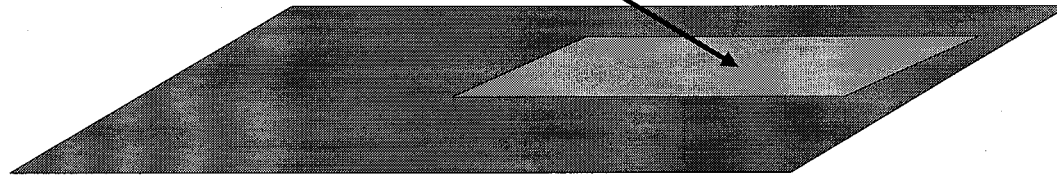
沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき指定された特定駐留軍用地内の土地を同法の規定による特定事業の用に供するため、買取りの協議に基づき地方公共団体等に譲渡をした場合の譲渡所得について、当該譲渡を収用交換等による譲渡とみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象とする。

地方公共団体等が特定事業のために買取り

- 地方公共団体は、土地収用法等に掲げる事業（公共事業）の「見通し」を策定（土地の用途は公共事業に限定）
- 特定事業の変更等があった場合でも、買い取った土地は同様の公共事業の用に供さなければならない。



譲渡所得の計算上、5,000万円を控除



特定駐留軍用地

- 返還が合意された駐留軍用地で、
- 公有地の割合が著しく低く、返還後の跡地の利用促進のために公有地の計画的な拡大が必要であるとして、
- 内閣総理大臣が指定

沖縄に関する個別間接税関係の特例措置（案）

航空機燃料税の特例

（現行の措置） 本土－沖縄本島間を航行する航空機に係る航空機燃料税を軽減（18,000円/kℓ→9,000円/kℓ）（適用期限：平成24年3月31日）

⇒ 延長：適用期限を平成26年3月31日まで**2年延長**

⇒ 拡充：**本土－宮古島、石垣島又は久米島間**を航行する航空機を**軽減対象に追加**（適用期限：同上）

石油石炭税の特例

（現行の措置） 一般電気事業者等が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に使用する石炭を保税地域から引き取る場合に石油石炭税を免除（適用期限：平成24年3月31日）

⇒ 延長：適用期限を平成27年3月31日まで**3年延長**

⇒ 拡充：発電の用に供する**LNGを対象に追加**（適用期限：同上）

（注） LNGについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても免税とする。

※ 当該措置は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を目指すものであり、事業者における経営効率化等の努力と相まって効果をもたらすことに留意し、今後、当該事業者の具体的な取り組みと併せ電気料金の引下げ効果等に係る検証を行う。

酒税及び揮発油税等の特例（沖縄の復帰に伴う特別措置）

（現行の措置：酒税） 沖縄県の区域内にある酒類の製造場において製造され、県内に移出される酒類に係る酒税を軽減（軽減割合：泡盛35%、その他20%）（適用期限：平成24年5月14日）

⇒ 延長：酒税の特例措置の適用期限を平成29年5月14日まで**5年延長**

（現行の措置：揮発油税等） 沖縄にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油に対する揮発油税・地方揮発油税を軽減（53,800円/kℓ→46,800円/kℓ）（適用期限：平成24年5月14日）

⇒ 延長：揮発油税等の特例措置の適用期限を平成27年5月14日まで**3年延長**

※ 揮発油の小売価格の引下げ効果等について検証する。

沖縄関連税制における主な対応（地方税）（案）

1. 沖縄の特別区域制度

（1）情報通信産業振興地域における事業所税の特例措置の拡充

- インターネット付随サービス業及びビジネス・プロセス・アウトソーシング業を対象事業に追加

（2）・国際物流拠点産業集積地域（仮称）

・観光地形成促進地域（仮称）

・産業高度化・事業革新促進地域（仮称）

における事業所税の特例措置の創設

- 各地域における一定の事業用施設について、資産割の課税標準を1/2に軽減

※ 上記に加えて、沖縄の特別地区制度に係る国税（法人税）の措置（所得控除制度、投資税額控除・特別償却制度）を法人住民税及び法人事業税に適用

2. 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

※ 上記に加えて、駐留軍用地の地方公共団体等による買取りについて、譲渡所得の5,000万円特別控除を個人住民税、法人住民税及び法人事業税に適用

沖縄における関税制度上の特例措置(案)

沖縄においては、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図ることを目的とする沖縄振興特別措置法を受け、関税制度上の特例措置を講じているが、同法は平成24年3月31日に失効することから、沖縄振興に係る新たな法律案が次期通常国会に提出される予定。これを踏まえ、関税制度上の特例措置について、適用期限を延長するとともに、所要の拡充を行う。

- (1) 沖縄に限って設けられている国内旅行者向けの免税店の制度（特定免税店制度）を5年間延長。航空機旅客に加え、船舶旅客を対象を追加。特定販売施設に係る面積要件を緩和（現行1万㎡以上→2千㎡以上等）。
- (2) 国際物流拠点産業集積地域（仮称）内の保税工場等において、外国貨物を原料として製造された製品について、本来の原料課税に代えて製品課税を選択できる制度を5年間延長。
- (3) 同地域における保税蔵置場等の許可手数料軽減措置を延長。

